

重点計画の作成について（案）

1. 全体方針

- (1) 「IT 基本戦略」に掲げる目標及び推進方策を重点計画に盛り込む。
- (2) 重点計画は、全体として、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（以下基本法という。）第 3～9 条に掲げる基本理念の実現に資するものとし、かつ基本法第 2 章「施策の策定に係る基本方針」を反映したものとする。

(参考 1) 基本法（抄）(基本理念関連条文)

- 第 3 条（すべての国民が情報通信技術の恵沢を享受できる社会の実現）
- 第 4 条（経済構造改革の推進及び産業国際競争力の強化）
- 第 5 条（ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現）
- 第 6 条（活力ある地域社会の実現及び住民福祉の向上）
- 第 7 条（国及び地方公共団体と民間との役割分担）
- 第 8 条（利用の機会等の格差の是正）
- 第 9 条（社会経済構造の変化に伴う新たな課題への対応）

(参考 2) 基本法（抄）(基本方針関連条文)

- 第 16 条（高度情報通信ネットワークの一層の拡充等の一体的な推進）
- 第 17 条（世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成）
- 第 18 条（教育及び学習の振興並びに人材の育成）
- 第 19 条（電子商取引等の促進）
- 第 20 条（行政の情報化）
- 第 21 条（公共分野における情報通信技術の活用）
- 第 22 条（高度情報通信ネットワークの安全性の確保等）
- 第 23 条（研究開発の推進）
- 第 24 条（国際的な協調及び貢献）

- (3) 重点計画に盛り込む施策については、以下の条件を全て満たすものを対象とする。

「我が国が 5 年以内に世界最先端の IT 国家となることを目指す」という目標の実現に資する施策

政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策（基本法第 35 条第 2 項各号）

原則として当該施策の具体的目標及びその達成の期限が定められている施策（基本法第 35 条第 3 項）。

(4) 重点計画の構成については、基本法第 3 5 条第 2 項に従う。

(参考) 基本法第 3 5 条第 2 項 (抄)

第 1 号 高度情報通信ネットワーク社会の形成のための基本的な方針

第 2 号 世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成

第 3 号 教育及び学習の振興並びに人材の育成

第 4 号 電子商取引等の促進

第 5 号 行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進

第 6 号 高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保

第 7 号 その他必要な事項

(5) 重点計画の策定に際しては、以下の点に配慮する。

国民に分かりやすい重点計画にする (現状の説明、図表の活用等) 。

目標達成状況を把握するためのベンチマークを設定する。

2 . 各項目毎の構成等

(1) 基本的な方針 (基本法第 3 5 条第 2 項第 1 号)

構成

以下の 3 部構成とする。

ア) IT 革命の意義

イ) 目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿

ウ) 計画の作成に係る基本方針

・「国及び地方公共団体と民間の役割分担」(基本法第 7 条)

・「利用の機会等の格差の是正」(基本法第 8 条)

等

留意点

・「目指すべき高度情報通信ネットワーク社会の姿」において、基本理念のうち第 3 ~ 6 条の部分を反映する。

・「計画の作成に係る基本方針」において、基本理念のうち第 7 ~ 9 条と第 2 章「施策の策定に係る基本方針」の考え方を反映する。

(2) 個別分野 (基本法第 3 5 条第 2 項第 2 ~ 6 号)

構成

個別分野のそれぞれについて、以下の 3 部構成とする。

ア) 施策の基本的考え方

イ) 目標

ウ) 政府が迅速かつ重点的に講ずべき施策

留意点

- ・「IT 基本戦略」の内容を具体化する施策を盛り込む。
- ・これ以外の施策であって、1 .(3) の条件を満たすものについても盛り込む。

(3) 分野横断的な課題 (基本法第 3 5 条第 2 項第 7 号)

- ・バリアフリー対策、研究開発の推進等について記載する。
- ・重点計画のフォローアップについては、計画全体のフォローアップと見直しを毎年行うとともに、目標の達成状況を適時調査する。

3 . スケジュール

(1) 第 1 回 (1 月 2 2 日)
重点計画の作成について

(2) 第 2 回 (2 月下旬 ~ 3 月上旬目途)
重点計画 (案) について

(3) 第 3 回 (3 月末目途)
重点計画の決定